

社会福祉法人養父市社会福祉協議会部会設置規程

平成16年6月1日制定規程第3号

平成23年1月28日規程第1号

平成29年6月16日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第31条第3項の規定に基づき、部会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 部会は、理事（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(任務)

第3条 部会は、本会の経営、活動企画等に関する専門的事項についての業務を分担し、本会の目的の達成に努めるものとする。

(構成)

第4条 部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 企画経営部会（総務）4名

(2) ふくしのまちづくり部会（地域福祉、介護福祉）5名

2 部会には、会長及び常務理事を除く理事が分担して構成する。

(役員)

第5条 部会には、部会ごとに次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会長及び副部会長は、それぞれの部会に属する部会員の互選とする。

3 部会長及び副部会長の任期は、部会員の任期による。

(役員の仕事)

第6条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第7条 部会員の任期は、定款に定める理事の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 部会は、必要に応じ、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会長が特に必要と認め、会長に出席を求めた場合、会長はその会議に加わるものとする。

3 部会長は、必要に応じて会議に部会員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。